

2018年2月14日

Contents

I Lawyer's Eye

中国「民法総則」、そして今後の「民法典」の編纂へ

弁護士 若林 耕/北京オフィス顧問 李 彬

II 中国法令アップデート

- ・工商総局による商標登録の便利化改革の深化による商標登録の効率の確実な向上に関する意見
- ・全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和國會計法」等11の法律の修正に関する決定
- ・国務院による「中華人民共和國營業稅暫定條例」の廃止及び「中華人民共和國増値稅暫定條例」の改正に関する決定
- ・「中国本土とマカオの經濟・貿易關係緊密化取決め」投資協議
- ・「中国本土とマカオの經濟・貿易關係緊密化取決め」經濟技術協力協議
- ・商務部公告 2017 年第 86 号 中国本土と香港、マカオとの『「經濟・貿易關係緊密化取決め」投資協議』の実施後の届出業務に関する公告
- ・企業国外投資管理弁法
- ・最高人民法院による仲裁司法審査案件の審理に関する若干問題の規定
- ・最高人民法院による仲裁司法審査案件の報告承認問題に関する規定
- ・国務院による自由貿易試験区における関連行政法規、国務院文書及び国務院の批准を経た部門規章規定の一時的調整に関する決定

III 台湾法令アップデート

- ・「全民健康保險法」の改正
- ・「マスターファイル及び国別報告の提出不要の企業認定基準」に関する通達
- ・「通信販売による食品またはケータリングサービスに係る契約約款の要記載事項及び記載不可事項」の改訂
- ・「労働基準法」の改正
- ・「各類所得源泉徴収率基準」の改正

IV 中国ニュートレンド羅針盤(新コーナー連載)

中国のサイバー裁判所～司法分野でも急速に進む中国のIT化

弁護士 唐沢 晃平

I Lawyer's Eye

弁護士 若林 耕
北京オフィス顧問 李 彬

中国「民法総則」、そして今後の「民法典」の編纂へ

1. 中国「民法総則」の施行の意義

中国では、2017年3月15日に「民法総則」が公布され、同年10月1日から施行されている。
日本では、インターネット等の普及などの時代の変化に対応するため、2017年6月に民法(債権関係規定)に関する改正民法が公布され、2020年4月1日からの施行が予定されている。日本の民法は、財産法、契約法、家族法を一つの民法において編成・構成する「民法典」となっている。

一方、中国の場合、(市場経済と公有制がミックスした)「混合経済体制」が採用されて以降(1978年～)、まずは民商法領域の基本・一般原則となる事項について広く基礎部分を整えるために「民法通則」(1987年1月施行)が制定され、その後「物権法」、「担保法」、「契約法」、「不法行為法」、「婚姻法」、「相続法」が、それぞれ異なる時期に異なる法律として公布・施行されているという立法状況にある。法律間の用語等の統一や、重複等の調整、更には急速な時代の変化に対応する必要性から、中国でも2020年3月を目標に、上記法律を一つの「民法典」として編成する作業が急ピッチで進められている。

今回の「民法総則」の制定は、民法典としての統一に向けられた「取りかかり」といえる。すなわち30年間の埃をかぶった「民法通則」の内容を、民法典の総則として相応しい内容に全面的に改正等するとともに、名称も「民法総則」に改めて公布されたものである。

なお、「民法総則」は「民法通則」を改正の土台としているものの、「民法典」として編集等が完了するまでは、「民法通則」は法律としては存続し、不一致がある場合には新法である「民法総則」が適用されることになる。そのような背景事情を理解したうえで、「民法総則」において留意しておくべき点をみていきたい。

民法総則は、大きくは以下のように構成されている。民法通則が全156条であったところ、民法総則は全206条で構成されている。

- 第1章 基本規定
- 第2章 自然人
- 第3章 法人
- 第4章 非法人組織
- 第5章 民事権利
- 第6章 民事法律行為
- 第7章 代理
- 第8章 民事責任
- 第9章 訴訟時効
- 第10章 期間の計算
- 第11章 附則

2. 留意すべき改正ポイント

(1) 訴訟時効の変更(原則 2 年から 3 年に)

日本では消滅時効の完成により実体的権利が消滅するが、中国は消滅時効の完成により訴訟で債務名義を得て強制執行する権利を喪失することから、「訴訟時効」と呼ばれている。訴訟時効は民法通則においては、原則 2 年(例外的に1年)とされていたところ、民法総則では、債権者の権益保護をより重視して、原則 3 年に変更された点は注目点といえる。

ただ、この 3 年間の訴訟時効が遡及力を有するのか、民法通則の規定と不一致の状況が生じた場合の取扱いについては、今後の立法または司法解釈が待たれる。更に、民法通則において例外的に 1 年の訴訟時効とされていた事項(身体に対する傷害を受けた場合の損害賠償請求等)に関して、民法総則では同様の規定が置かれていない。基本的に 1 年の訴訟時効は、民法総則施行後は適用がないとするのが合理的解釈と思われるが、この点についても立法または司法解釈による明確化が待たれる。

また、民法通則では明らかではなかった点として、民法総則において訴訟時効の規定の適用のない請求権が明記されたことも注目点である。

(1) 侵害停止、妨害排除、危険除去の請求

(2) 不動産物権および登記された動産物権の権利者の財産返還の請求

(3) 養育費または扶養費の支払い請求

日本では物権的請求権については消滅時効にかからないと一般的に解釈されているが、中国では、そもそも日本のような物権、債権という明確な切り分けではなく権利の内容により具体的に処理を定めるという違いがみられる。民法総則では、「登記されない動産の権利者の財産返還請求」については訴訟時効の対象になり得るとされている。

(2) 法人に関する区分整理

民法総則は、法人を「営利法人」(会社法に基づく会社等)、「非営利法人」(事業単位、社会団体等)、「特別法人」(機関法人等)の 3 種類に分けている。また、法人格を具備することなく、民事活動に従事しうる組織として「非法人組織」(個人独資企業、パートナーシップ企業等)の規定が新設された。外国企業にとって、取引の相手方は、一般的には営利法人がほとんどであると思われるが、それ以外の場合、相手方がどのような法人・組織であるかについては、民法総則を手掛かりとして読み解くことが必要となる。

(3) 「民事権利」に関する規定

民法総則では、「民事権利」として自然人が享受することができる権利を列記している。列記される権利には多種多様な権利が含まれているが(例えば、生命権、健康権、肖像権、荣誉権、プライバシー権等)、あくまでリストアップしたものに過ぎず、またこれらの権利については別途法律法規により具体的な保護が与えられるとの建付けになっている。

注目すべきは、以下の 3 点である。

中国では日本の個人情報保護法に相当する法律が存在しない。この点において「自然人の個人情報は法律の保護を受ける。いかなる組織および個人も他人の個人情報を獲得する必要がある場合、法により情報の安全を取得し、確保しなければならず、他人の個人情報を不法に収集し、使用し、加工し、発信してはならず、他人の個人情報を不法に売買し、提供し、または公開してはならない。」という新設規定は、個人情報の売買が社会問題化する中で不法行為責任の対象になることを明確にしたという点で重要であると思われる。

その他に、知的財産権等の保護の客体として「地理的表示」も含まれている点、データおよびネットワーク上の仮想財産についても法的保護の対象になることを明示している点である。これらの具体的な法的保護は別の立法により行われることになるが、現在の社会経済状況に対応する大きな改正ポイントといえる。

(4) その他

民法総則におけるその他の注目点としては、「代理」を独立の章として設け、「自己代理」、「双方代理」を原則的に禁止した点、無権代理、表見代理(相手方が行為者に代理権があることを信用する理由がある場合、代理行為は有効であると明確にした点(172条))である。但し、表見代理において、行為者の帰責性は法文上要求されておらず、この点も今後の司法解釈等の見解が待たれるところである。

以上

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 横井 傑	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 唐沢 晃平	上海オフィス顧問 鄧 翌雲
	北京オフィス顧問 杜 小叶

最新中国法令の解説

【知的財産】

工商総局による商標登録の便利化改革の深化による商標登録の効率の確実な向上に関する意見

[ポイント] 本意見は、工商総局が、急増し続ける商標出願件数に対応するために、これまで推進してきた商標登録の効率化のための一連の改革をさらに強化し、商標登録等の期間を一層短縮することを図るものである。本意見によれば、2018年の年末までに、商標登録出願の受理通知書の発行期間を現在の2ヶ月から1ヶ月に、商標登録の審査期間を現在の8ヶ月から6ヶ月に、商標移転の審査期間を現在の6ヶ月から4ヶ月に、商標変更、登録更新の審査期間を現在の3ヶ月から2ヶ月に、商標検索空白期間を現在の3ヶ月から2ヶ月に、短縮することを実現させる。

2017年11月14日公布、同日施行

[原文] [工商总局关于深化商标注册便利化改革切实提高商标注册效率的意见](#)

【会計法等の改正】

全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和國会計法」等11の法律の修正に関する決定

[ポイント] 本決定は、中外合作企業法、税関法、会計法、外国非政府組織国内活動管理法等の11の法律を部分的に修正する決定である。中外合作企業法につき、第三者に対して合作企業の経営管理を委託する場合の認可制の撤廃、税関法につき、加工貿易の認可制の撤廃等が定められている。

2017年11月4日公布、2017年11月5日施行

[原文] [全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国会计法》等十一部法律的决定](#)

【税務】

国務院による「中華人民共和國營業稅暫定條例」の廃止及び「中華人民共和國増値稅暫定條例」の改正に関する決定

[ポイント] 中国では、2012年から、營業稅の増値稅への一本化する改革が行われてきており、2016年に、營業稅は全面的に増値稅に移行され、全業種が増値稅の課稅対象となり、營業稅は廃止されることになった。このような背景から、本決定は、營業稅暫定條例を廃止するとともに、増値稅暫定條例を改正すると決定したものである。改正後の増値稅暫定條例は、これまで營業稅の課稅対象であったサービス、無形資産及び不動産の販売を増値稅の課稅対象に加え、それぞれの稅率を明確にした。

2017年11月19日公布、同日施行

[原文] [国务院关于废止《中华人民共和国营业税暂行条例》和修改《中华人民共和国增值税暂行条例》的决定](#)

【CEPA】

①「中国本土とマカオの経済・貿易関係緊密化取決め」投資協議

②「中国本土とマカオの経済・貿易関係緊密化取決め」経済技術協力協議

[ポイント] 両協議は、中国本土とマカオの間の「経済・貿易関係緊密化取決め」(CEPA)の内容をさらに推し進めるものであり、いずれも2017年12月18日に締結された。①の投資協議はマカオと中国本土との間の投資をより開放し投資に対する保護を強化する内容を含むものであり、②の経済技術協力協議はこれまでに締結されているCEPA及び10あるCEPAの補充協議に含まれる経済技術協力に関する内容を整理してまとめた上で新たな協力領域と協力内容を追加するものとなっている。特に②においては、現在中国で推し進められている「一帯一路」政策との関係で特に章が設けられており、マカオの「一帯一路」建設への傘下を支持するとしている点が注目される。

①2017年12月18日締結、同日発効、2018年1月1日より実施

②2017年12月18日締結、同日発効（実施日の定めなし）

[原文] ① [《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》投资协议](#)

② [《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》经济技术合作协议](#)

商務部公告 2017 年第 86 号 中国本土と香港、マカオとの『「経済・貿易関係緊密化取決め」投資協議』の実施後の届出業務に関する公告

[ポイント] 本公告は、2017年6月28日に中国本土と香港との間の「経済・貿易関係緊密化取決め」(CEPA)に基づく投資協議が、2017年12月18日に中国本土とマカオとの間のCEPAに基づく投資協議(上記参照)がそれぞれ締結され、いずれも2018年1月1日から実施されることを受けて公布されたものであり、(1)香港・マカオの投資者が当該投資協議に基づき中国本土に投資を行う場合の企業の設立及び変更届出については、「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」の適用があること、(2)CEPAにより香港・マカオにのみ開放された投資領域への投資を行う場合は、上記弁法に定める文書以外に、オンラインでCEPAに定める「香港投資家」又は「マカオ投資家」であることの証明文書を提出しなければならないことが定められている。

2017年12月20日公布、2018年1月1日施行

[原文] [商务部公告2017年第86号 关于内地与香港、澳门《〈关于建立更紧密经贸关系的安排〉投资协议》实施后有关备案工作的公告](#)

【海外投資】

企業国外投資管理弁法

[ポイント] 本弁法は、中国国内企業が「海外投資」を行う際の管理規定である。2014年から施行されている「海外投資項目認可・届出管理弁法」に代わる新規定となる。本弁法により、中国企業の「海外投資」のための国内手続は簡素化され企業負担は軽減される。例えば、大型投資案件(投資額が3億米ドル以上)について、プロジェクトの始動前に発展改革委員会への案件情報報告と確認が義務付けられていたがこれが廃止された。また、地方企業はこれまで省級政府を経由して発展改革委員会の許認可申請、届出を行う手間が生じていたところ、オンラインシステムを通じて行うことで、直接許認可申請、届出が行えるようになった。一方で、中国企業の海外投資管理において、「ブラックリスト」管理が実施される等、運用過程における監督管理制度の強化がなされている。

2017年12月26日公布、2017年3月1日施行

[原文] [企业境外投资管理办法](#)

【仲裁】

①最高人民法院による仲裁司法審査案件の審理に関する若干問題の規定

②最高人民法院による仲裁司法審査案件の報告承認問題に関する規定

[ポイント] 本両規定は、中国本土内の裁判所において、(i)仲裁協議の有効性、(ii)国内仲裁機構の仲裁判断の執行及び取消し、(iii)香港マカオ台湾地区の仲裁機構の仲裁判断の認可及び執行、(iv)外国仲裁機構の仲裁判断の承認及び執行、についての審査を受ける場合(以下、「仲裁司法審査案件」という。)の管轄権、審査の手続きの流れ、審査方法について、明確な解釈基準を示したものである。

①最高人民法院による仲裁司法審査案件の報告承認問題に関する規定においては、涉外または香港台湾マカオに渉る案件について、仲裁司法審査案件を担当する中級人民法院及び専門人民法院が、仲裁協議を無効とする判断若しくは、仲裁判断の執行、取消し、認可又は承認等申請人の申請を否定する判断を下すにあたっては、まず、自己の管轄区所属の高級人民法院の承認を得る必要があり、もし当該高級人民法院が中級人民法院の判断に同意するのであれば、最高人民法院の承認を得る必要があるとされた。このように、中国本土内の裁判所が涉外又は香港台湾マカオに係る案件の仲裁協議を無効又はその執行等を否定する方向に判断を下す場合には、自己よりも上級の機関の承認を得ることが必要となり、より慎重な手続きが取られることが明らかになり、仲裁判断の中国における実効性がより確保されたといえよう。

2018年1月1日発表、2018年1月1日施行

[原文] ①最高人民法院关于审理仲裁司法审查案件若干问题的规定

②最高人民法院关于仲裁司法审查案件报核问题的有关规定

【自由貿易試験区】

国务院による自由貿易試験区における関連行政法規、国务院文書及び国务院の批准を経た部門規章規定の一次的調整に関する決定

[ポイント] 本決定により、自由貿易試験区における外資参入規制が更に緩和される予定である。具体的には、100%外資によるガソリンスタンドの建設・運営が認められ、インターネット接続サービスを提供する営業施設への投資が認められるようになった。また、外資系銀行の業務機構が人民元業務を取り扱う場合の開業年限の制限が取り消された。現時点ではこれらの外資参入規制の緩和は自由貿易試験区に限定されているが、今後全国的に適用範囲が拡大されることが予想される。

2018年1月14日公布、同日施行

[原文] 国务院关于在自由贸易试验区暂时调整有关行政法规、国务院文件和经国务院批准的部门规章规定的决定

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若 林 耕
台湾弁護士 吳 曉青
台湾弁護士 鄭 宇恬

最新台湾法令の解説

<健康保険>

「全民健康保険法」の改正

〔ポイント〕 今回の全民健康保険法の改正ポイントは次のとおり。①台湾で生まれ居留許可を有する外国籍新生児は、台湾籍の新生児と同様、出生日から全民健康保険に加入しなければならない。②公共安全事故、重大な交通事故、公害や食品中毒事故について、当局（衛生福利部中央健康保険署）が保険代位によって損害賠償を代位請求できる対象が拡大され、加害者が加入した責任保険の保険者のみならず、損害が全額賠償されない場合または責任保険が付保されていない場合、当該加害者に対しても代位請求できるようになった。

（2017年11月29日に公布・施行）

〔原文〕 [全民健康保険法](#)

<税務>

「マスターファイル及び国別報告の提出不要の企業認定基準」に関する通達

〔ポイント〕 財政部は、国際企業グループが税務当局に提出すべきマスターファイル及び国別報告（Country by Country Report）について、提出不要の認定基準を公布した。マスターファイルの提出不要の基準は、国際企業グループメンバーである台湾域内の企業の①年間純営業収益及び営業外収益の合計が30億台湾ドル未満である場合、または②台湾域外のその他グループメンバーとの関連者間取引の年間総額が15億台湾ドル未満である場合とされている。国別報告の提出不要の基準は、①国際企業グループの最終親会社が台湾域内の法人であり、同グループの前会計年度の連結総収入が270億台湾ドル未満の場合、または②最終親会社が台湾域外の法人であり、一定要件を満たした場合（すなわち、次のいずれかの要件(i)その居住地法によれば提出不要とされる、(ii)その居住地法に規定されず、その他グループメンバーを国別報告の提出代理として指定したが、当該グループメンバーの居住地法によれば提出不要とされる、(iii)上記(i)(ii)に該当せず、①基準に該当した場合）とされる。

（2017年12月13日に公布）

〔原文〕 [台財稅字第 10604700690 號令](#)

<消費者保護規制>

「通信販売による食品またはケータリングサービスに係る契約約款の要記載事項及び記載不可事項」の改訂

〔ポイント〕 消費者保護法の付随規定である「通信販売による食品またはケータリングサービスに係る契約約款の要記載事項及び記載不可事項」が改訂され、契約約款の要記載事項として、事業者基本情報（代表人、事務所・営業場所、電話、E-mail など）、商品の重量・容量の法定計量単位による表示、購入前の購入内訳の確認体制の整備などの点で修正がなされた。

（2017年12月25日に公布、同日発効）

〔原文〕 以通訊交易方式訂定之食品或餐飲服務定型化契約應記載及不得記載事項

＜労働規制＞

「労働基準法」の改正

〔ポイント〕 今回の改正では、労働災害に遭った労働者またはその遺族の生計維持を保障するために、当該労働者または遺族は、証明書類を提出したうえ、労働災害補償金の専用口座を開設でき、専用口座内の預金は、相殺、差押、担保、強制執行の対象にはならない、という規定が追加された。

(2017年12月27日に公布・施行)

〔原文〕 労働基準法

＜税務＞

「各所得源泉徴収率基準」の改正

〔ポイント〕 今回の改正は、居住者及び非居住者の株式配当所得に係る租税負担の公平を促進し、公正かつ合理的な所得税制を作り上げることが目的とする。居住者の租税負担との差異を軽減するために、非居住者の配当所得の源泉徴収率は、20%から21%に引き上げられた。なお、非居住者が台湾の租税協定締結国の居住者である場合には、租税協定に定める税率を優先適用するため、本基準の改正により影響を受けない。たとえば非居住者が日本在住である場合、日台租税協定により、配当所得の税率は10%とされている。

(2017年12月29日に公布、2018年1月1日より施行)

〔原文〕 各所得扣繳率標準

(新コーナー)中国ニュートレンド羅針盤

「羅針盤」…火薬・製紙・活版印刷と並ぶ、古代中国の四大発明の一つ。

本コーナーでは、中国現地に駐在し生活する弁護士の視点から、中国の「最先端」をご紹介します。法律に関する話題に限らず、中国で流行している新ビジネスや新サービス等、我々の未来を指し示す「現代中国の羅針盤」を不定期にお届けして参ります。

【中国のサイバー裁判所～司法分野でも急速に進む中国のIT化】

弁護士 唐沢晃平

まず、下記 URL を開いてみて欲しい。

<http://tingshen.court.gov.cn/>

中国語が分からない方でも感覚的にご理解いただけるのではないと思うが、大量の訴訟に関する法廷の様子がオンラインで生放送されているのである。

このウェブサイトは中国の最高人民法院が運営しているものであり、全ての訴訟が生放送されているわけではないものの、毎日、中国全土の人民法院から数多くの生放送が配信されている。

当該ウェブサイトでは、本日配信される注目事件の内容・スケジュールや、過去の著名事件の映像のみならず、視聴予約機能や、分野別の視聴数ランキングまで用意されており、傍聴マニアにはたまらないサイトとなっている。一番人気は刑事事件(特に汚職事件及び凶悪事件)のようであるが、時には離婚訴訟まで生放送されているあたりが中国らしい。

筆者が以前確認した 2017 年 11 月 14 日時点で生放送された訴訟の全国累計数は約 43 万件、累計訪問数は約 31 億アクセスであったが、2018 年 2 月 5 日時点までに生放送された訴訟の全国累計数は約 62 万件、累計訪問数は約 47 億アクセスとなっている。単純計算すれば、1 日約 2300 件の生放送があり、毎日延べ約 2000 万人がこのウェブサイトを訪問していることになる。もはや「大人気コンテンツ」といえるであろう。

上記の生放送サイトが体現しているように、中国では司法分野における IT 化が急速に進んでいる。

2017 年 8 月には浙江省杭州市(マルコポーロも世界一と讃えた風光明媚な歴史都市であるが、アリババの本拠地が所在する中国の IT 最先端都市でもある。)に、インターネット関連訴訟を集中的に管轄するインターネット裁判所が開設された。

インターネット裁判所における審理は、ビデオチャット等も駆使しつつ、訴訟の提起から、証拠提出、口頭弁論、文書送達、判決の言い渡しから執行に至るまで、全ての手続がオンラインで完結することが可能な仕組みとなっているほか、訴訟費用は Alipay や WeChat Pay 等の電子決済で納付することが可能で、さらに著名な EC プラットフォーム上での紛争に関しては、立件と同時に裁判所のシステムが当該 EC プラットフォームに保存されている関連する注文記録等に自動的にアクセスして証拠保全する機能まで備わっているという。

また、2017 年 12 月 6 日には、福建省高級人民法院がアリババとの提携を発表し、アリババの人工知能サービスを裁判手続に導入したとのニュースもあった。人工知能による音声認識を用いた速記等の機能が実用化されたということであるが、人工知能を裁判のサポートに用いるのみならず、判決そのものを人工知能に行わせることを目標とした人工知能の「育成」も進んでいるという。

中国では、そう遠くない未来に人工知能が人を裁く日が本当に来るかもしれない。

一方で、日本の司法のIT化は全く進んでいないといわざるを得ない。

日本では、2017年8月15日に、東京地方裁判所・東京高等裁判所において、傍聴に訪れた人向けに開廷情報を検索できるタブレット端末が併せて18台設置されたという話が「全国初の試み」として全国紙で報道されたが、そのレベルである(それまでは当日の開廷情報が印刷された紙が何枚か置いてあるだけであったため、傍聴人がその紙を確認するために行列することがあった。)。裁判所に提出すべき書面について、担当書記官にメールでPDFデータを送付して印刷してもらい、問題ないと確認してもらった後に、全く同じ内容の書面をFAXで送りなおすように指示されたという笑い話のような実話もある。

そんな日本でも、2017年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017」の中で司法手続のIT化を目指すことが明記され、「裁判手続等のIT化検討会」と称する有識者会議が内閣官房の日本経済再生本部に設置されている。公開されている資料を見る限り、同検討会は2017年10月30日に第1回の会合が開かれ、2018年1月26日までに計4回、月に1度のペースで会合が開催されている。ただ、これまでの検討会のテーマは、「第1回 裁判所におけるIT化の現状と企業・消費者の意見について」、「第2回 1.弁護士の業務におけるITの活用に関する現状と課題、2.諸外国の裁判手続等のIT化の状況について」、「第3回 裁判手続等のIT化の検討に当たって考えられる論点整理」、「第4回 民事訴訟の手続段階ごとに見たIT化の視点」と、司法のIT化の現状確認や今後の検討方針を固めるための検討等がされているにとどまっているようである。会合の時間も各回1.5～2時間に過ぎない。上記の進捗状況から見れば、日本で裁判手続における書面提出の電子化やウェブチャットによる訴訟審理等が実現するまでにはまだまだ時間がかかりそうである。人工知能による裁判などは、日本においてはなおもSFの世界の話であるといわざるを得ないだろう。

中国の司法については、日本からはとかく批判的な評価がされがちであるが、時代のニーズと技術進歩に合わせて迅速にバージョンアップしていくそのスピードには目を見張るものがある。この中国の司法の変化を厭わない姿勢については、旧態依然とし、新しいものに対してアレルギー体質な日本の司法が学ぶべきところも多いのではなかろうか。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins7.html>にてご覧いただけます。